

## 規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 8 日

埼玉県公安委員会委員長 齋 藤 公 子

埼玉県公安委員会規則第 2 号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第17条の 2 中第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とする。

第57条の 6 第 2 項を次のように改める。

2 生活安全特別捜査隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 特命による生活安全部の所掌に係る犯罪の捜査に関すること。
- (2) 子供（18歳以下の者をいう。）及び女性を対象とする性犯罪等の犯罪の予防及び取締りに関すること（地域安全対策推進室の所掌に属するものを除く。）。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。